

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一〇―四―三五

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 危害防止主任者を指名すべき業務（第十條関係）	別表第一 危害防止主任者を指名すべき業務（第十條関係）

---

一〇三 (略)

四 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行<sub>レ</sub>う金属の溶接、溶断又は加熱の業務

五〇十一 (略)

十二 土止め支保工の切りばり又は腹起<sub>レ</sub>こしの取付け又は取<sub>レ</sub>り外しの業務

十三 (略)

十四 高さが二メートル以上のはいのはい付け又はは<sub>レ</sub>い崩しの業務 (荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

十五 型枠支保工の組立て又は解体の業務

十六〇二十三 (略)

---

一〇三 (略)

四 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行<sub>レ</sub>なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

五〇十一 (略)

十二 土止め支保工の切りばり又は腹お<sub>レ</sub>こしの取付け又は取<sub>レ</sub>りはずしの業務

十三 (略)

十四 高さが二メートル以上のはいのはい付け又はは<sub>レ</sub>いくずしの業務 (荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

十五 型<sub>レ</sub>わく支保工の組立て又は解体の業務

十六〇二十三 (略)

---

備考 この表において「ボイラー」、「小型ボイラー」、「第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」とは、次に定めるものをいう。別表第五から別表第八までにおいても、同様とする。

一 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

1～3 (略)

4 ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下（木質バイオマス温水ボイラー

（動植物に由来する有機物でエネルギー

備考 この表において「ボイラー」、「小型ボイラー」、「第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」とは、次に定めるものをいう。別表第五から別表第八までにおいても、同様とする。

一 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

1～3 (略)

4 ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

---

源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）、のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラーをいう。5において同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの

5| ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

6・7| (略)

二〇四 (略)

(新設)

5| 6| (略)

二〇四 (略)

---

別表第六 使用制限のある設備等（第三十一条関

係）

一～二十 （略）

二十一 研削盤、研削といし及び研削といしの

覆い

二十二 木材加工用丸のこ盤及びその反発予防

装置又は歯の接触予防装置

二十三～四十四 （略）

四十五 チェーンソー（排気量四十立方センチ

メートル以上の内燃機関を内蔵するものに限

る。）

四十六 ショベルローダー

四十七 フォークローダー

別表第六 使用制限のある設備等（第三十一条関

係）

一～二十 （略）

二十一 研削盤、研削といし及び研削といしの

覆い

二十二 木材加工用丸のこ盤及びその反ぱつ予

防装置又は歯の接触予防装置

二十三～四十四 （略）

四十五 チェーンソー（排気量四十立方センチ

メートル以上の内燃機関を内蔵するものに限

る。）

四十六 ショベルローダー

四十七 フォークローダー

四十八 ストラドルキヤリヤー

四十九～五十一 (略)

備考 この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。

一 簡易ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考第一号1から7までに掲げるもの

二 簡易第一種圧力容器 別表第一備考第三号1から4までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メ

四十八 ストラドルキヤリヤー

四十九～五十一 (略)

備考 この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。

一 簡易ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考一の1から6までに掲げるもの

二 簡易第一種圧力容器 別表第一備考三の1から4までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガ

ガパスカル以下で使用する容器で内容積が  
○・○一立方メートル以下のもの及びその  
使用する最高のゲージ圧力をメガパスカル  
で表した数値と内容積を立方メートルで表  
した数値との積が○・○一以下の容器を  
除く。)

三 (略)

四 簡易第二種圧力容器 大気圧を超える圧  
力を有する気体をその内部に保有する容器  
(別表第一備考第三号1から4までに掲げ  
る容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲  
げるアセチレン発生器を除く。)で、内容  
積が○・一立方メートルを超えるもの

パスカル以下で使用する容器で内容積が○  
・○一立方メートル以下のもの及びその使  
用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで  
表した数値と内容積を立方メートルで表し  
た数値との積が○・○一以下の容器を除  
く。)

三 (略)

四 簡易第二種圧力容器 大気圧を超える圧  
力を有する気体をその内部に保有する容器  
(別表第一備考三の1から4までに掲げる  
容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲げ  
るアセチレン発生器を除く。)で、内容積  
が○・一立方メートルを超えるもの

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の人事院規則一〇―四（以下「新規則」という。）別表第一備考第一号4又は5に掲げる温水ボイラー（この規則による改正前の人事院規則一〇―四（以下「旧規則」という。）別表第一備考第一号4から6までに掲げるものに該当するものを除く。）であつて、この規則の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等に係るものに限る。）を具備していないものに限る。）については、この規則の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第三十一条第一項（別表第六第二号に掲げる設備等に係る制限に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新規則別表第一備考第一号に定めるボイラー（旧規則別表第

一備考第二号に定める小型ボイラーに該当するものにあつては、新規則別表第一備考第二号に定める小型ボイラー）とみなして、新規則（第三十一条第一項を除く。）の規定の例による。